ようこそ

インド全土の日本人コミュニティへ

YOKOSO
11
2026 NOV VOL. 142
無料
www.yokoso.co.in

毎月1回1日発行　2026年11月1日　発行第14巻第11号　北インド版

Expatria
Mobility Redefined

すべての駐在員管理サービスを、
ワンストップで！

パンフレットはこちら

+91-95991-98950
お問い合わせください
enquiry@expatria.in

COMPLETE Solutions
Service Apartment Pvt Ltd
+91-98733-90356(En)

ems
Business Redefined

安らぎ

UUNIQUE

relocatte

KrayMan
Demystifying Complexities

RELO GROUP

HAPPY
DIWALI

FORMULA GROUP
Mobility Managed.®

温かく、
おだやかな
ディワリを

www.formulaindia.co.jp


マナン・アガルウル
(Manan Agarwal)
manan.agarwal@krayman.com


佐竹真紀
maki.satake@krayman.com


松田浩
日本公認会計士
hiroshi.matsuda@krayman.com


アンクル・ベイロリア
(Ankur Bairoliya)
ankur.bairoliya@krayman.com

インドにおける電子契約と電子署名

i. はじめに

インド法では、電子契約および電子署名された記録は、紙の書面と同等の法的効力が認められています。契約については「1872年インド契約法（Indian Contract Act, 1872。以下「契約法」）」が規定し、「2000年情報技術法（Information Technology Act, 2000。以下「IT法」）」が電子記録および電子署名を法的に認めています。また、電子記録の証拠としての取扱いについては、「2023年バーラティヤ証拠法（Bharatiya Sakshya Adhiniyam, 2023。以下「BSA」）」が規定しています。

電子商取引やデジタル融資の拡大に伴い、電子的な方法による契約締結が一般的になっています。本稿では、電子契約の成立要件、電子署名に関する法制度、電子化の対象外となる文書・証書、および電子記録の証拠としての取扱いについて解説します。

ii. 法令の枠組み

電子契約が有効に成立するためには、契約法第10条に定められた要件を満たす必要があります。具体的には、適法な申込みと承諾、適法な約因（対価）、当事者の自由な意思に基づく合意、当事者の行為能力、および適法な目的が求められます。契約の締結に電子的な手段を用いた場合でも、これらの要件が免除されるわけではありません。

IT法は、以下の規定を通じて契約法を補完しています。

1. **第4条（電子記録の法的承認）**
電子形式で作成された情報は、書面による作成が法律で求められている場合にも、その要件を満たすものとして認められます。これにより、電子記録は紙の書面と同等の法的地位を有します。

2. **第5条（電子署名の法的承認）**
法令で定められた方法に従って電子署名が付された場合、文書への署名が法律で求められている要件を満たすものとして認められます。

3. **第10A条**
（電子的手段によって締結された契約の有効性）
2008年に追加された規定であり、申込み、承諾またはその撤回の伝達に電子的な手段が用いられたことのみを理由として、契約の法的効力が否定されることはないと定めています。

4. **第11条～第13条**
（電子記録の帰属、受領確認および送受信）
これらの規定は、電子記録が誰によって作成されたものとみなされるか、受領確認の方法、ならびに電子記録の送信・受信の時点および場所について定めています。これらは、契約がいつ、どこで成立したかを判断するうえで重要であり、裁判管轄の決定にも関係します。

III. 電子契約の形態

インドにおける電子契約は、一般的に次の4つの形態に分類されます。

1. **クリックラップ契約（Click-wrap Agreements）**
契約条件が表示された後、相手方が「同意する（I agree）」を選択することで契約に同意する形式です。明示的な同意が得られるため、通常、法的拘束力が認められます。

2. **ブラウズラップ契約（Browse-wrap Agreements）**
契約条件がハイパーリンクの先に掲載されており、

ウェブサイトを継続して利用することで契約に同意したものとみなす形式です。ただし、利用者が契約条件を実際に認識しておらず、認識できる状況にもなかった場合には、法的拘束力が認められるかどうかが問題となります。

3. シュリンクラップ契約(Shrink-wrap Agreements)
主にソフトウェアなどの商品に契約条件が添付されており、商品を開封する、ソフトウェアをインストールする、または使用することによって、契約への同意があったとみなす形式です。

4. 電子メールなどの電子的なやり取りによって成立する契約
Trimex International FZE Ltd. v. Vedanta Aluminium Ltd.(2010年、最高裁判所判決、3 SCC 1)では、当事者間で電子メールをやり取りしたことにより契約が成立したと最高裁判所が判断しました。この事案では、当事者が正式な契約書を作成することを予定していたものの、最終的にその契約書が締結されていませんでした。それでも、電子メールのやり取りによって契約が成立したと認められました。

IV. デジタル署名と電子署名
IT法では、「デジタル署名(Digital Signature)」と、より広い概念である「電子署名(Electronic Signature)」を区別しています。デジタル署名は、電子署名の一種に位置付けられます。

1. デジタル署名(第3条)
署名者は、非対称暗号方式とハッシュ関数を用いて電子記録を認証します。電子記録は、署名者の秘密鍵に対応する公開鍵を使用して検証されます。また、署名後に電子記録が改ざんされた場合、署名の検証が無効となるため、署名者の本人性と電子記録の完全性を確認できます。

2. 電子署名(第3A条)
2008年に導入された規定で、第二附則に定められた信頼性のある方法による認証を認めています。主な例として、Aadhaar(インドの個人識別番号制度)を利用した電子認証サービス「eSign」があります。

第3A条第2項では、特に、署名の作成に用いるデータが署名者本人に固有のものであり、署名時に署名者のみが管理していたこと、また、署名後に変更が加えられた場合にそれを検知できることなどを、電子署名の信頼性を判断する要件として定めています。

第17条に基づいて任命される認証局監督官(Controller of Certifying Authorities)は、認証局(Certifying Authorities)のライセンスを管理しています。認証局は、デジタル署名証明書(Digital Signature Certificate:DSC)を発行します。

DSCは、会社省(MCA)への各種届出、所得税申告、GST(物品・サービス税)関連の届出、および公共調達の電子入札などにおいて、必須とされています。

V. 電子化の対象外となる文書・証書と2022年改正
IT法第1条第4項により、同法は第一附則(First Schedule)に列挙された文書・証書には適用されません。そのため、これらの文書・証書は電子的な方法で作成・締結することができません。しかし、2022年9月26日付の電子情報技術省(Ministry of Electronics and Information Technology)の通知により、第一附則の対象範囲は大幅に縮小されました。

項目番号	文書・証書	2022年改正後の取扱い
第1項	小切手を除く有価証券(約束手形、為替手形など)	RBI(インド準備銀行)、NHB(国立住宅銀行)、SEBI(インド証券取引委員会)、IRDAI(インド保険規制開発庁)またはPFRDA(年金基金規制開発庁)の規制対象事業体を受取人として発行された小切手、約束手形、為替手形、またはこれらの事業体によって裏書きされたものについては、デジタル署名が認められるようになりました。

項目番号	文書・証書	2022年改正後の取扱い
第2項	1882年委任状法（Powers of Attorney Act, 1882）に基づく委任状	上記の規制対象事業体に対し、委任者に代わって行為する権限を付与する委任状については、デジタル方式で作成・締結できるようになりました。
第5項	不動産または不動産に関する権利の売買　譲渡契約	第一附則から当該項目が削除されました。これにより、こうした契約もIT法の適用対象となり、デジタル方式で作成・締結できるようになりました。

VI. 電子契約の証明

2024年7月1日より、「2023年バーラティヤ証拠法（Bharatiya Sakshya Adhiniyam, 2023。以下「BSA」）」が、従来の「1872年インド証拠法（Indian Evidence Act, 1872）」に代わって施行されました。

BSA第61条は、第63条の規定に従うことを条件として、電子記録およびデジタル記録の証拠としての許容性と法的効力を認めています。第63条では、コンピュータから出力された記録を証拠として提出する際の要件が定められており、記録を提出する当事者が作成する証明書のパートAと、専門家が作成するパートBが含まれます。

最高裁判所が下した Anvar P.V. v. P.K. Basheer（2014年、10 SCC 473）および Arjun Panditrao Khotkar v. Kailash Kushanrao Gorantyal（2020年、7 SCC 1）の判決も、引き続き重要な先例です。これらの判決は、旧インド証拠法第65B条に基づく原則に関連するものであり、特に二次的な電子証拠を提出する際の証明書の要件について重要な指針を示しています。

また、BSAには、電子契約、セキュアな電子記録および電子署名、ならびに電子署名証明書に関する推定規定も設けられています。適切な認証を受けた電子記録については、これらの規定によって証拠としての立証上の優位性が高まる可能性があります。ただし、デジタル署名された記録は、認証されていない電子メールよりも常に高い証拠価値を持つという一般的な原則が定められているわけではありません。

VII. まとめ

インドにおける電子契約の法制度は、現在、十分に確立されています。契約法とIT法第10A条に基づき、電子契約は法的に有効と認められており、電子署名およびデジタル署名も、手書きの署名と同等の法的効力を有します。一方で、不動産の譲渡に関する登記手続き、州ごとに異なる印紙税制度への対応、そしてBSAが定める電子記録の証明書類に関する要件など、引き続き留意すべき課題もあります。法令に基づく認証方法を利用し、所定の印紙税を納付するとともに、信頼性の高い監査証跡を適切に保存しておくことで、当事者は電子契約の法的有効性を高い確度で確保し、その権利を適切に行使できるようになります。

クレイマンに関しまして: KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザリーファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザリー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士（CPA）、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイト www.krayman.com/jp をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡ください。

